

農業委員会第36回総会議事録

1. 日 時 令和5年6月14日(水) 午前9時30分～午前10時35分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員(13人)

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
4番	佐々木 平	5番	小菅 武次	8番	辻 望
10番	小林 伸康	11番	大石 徹也	14番	上田 みね子
15番	近藤 啓子	16番	大野 久美子	17番	三田 久憲
18番	豊田 栄美子	19番	望月 広志		

4. 欠席委員(6人)

1番	田中 恒司	2番	長谷 康郎	7番	飯田 秀治
9番	加藤 三久	12番	平子 伸	13番	稲田 利幹

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長, 小林農地GL, 吉村, 田吹
坂総務GL
農林水産課 藤田

6. 議事

開会

- | | | |
|----|-------|---------------------------|
| 第1 | 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権) |
| | 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権) |
| | 第3号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権) |
| | 第5号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権) |
| | 第6号議案 | 農用地利用集積計画について |

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項7号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項8号 時効取得による移転について

報告事項9号 取下願・取消願の承認について

報告事項10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第36回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第36回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第4番佐々木平様、議席番号8番辻望様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。まず、2の19番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は14,976㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は、飼料用作物を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、サブソイラ、マニユアスプレッターを各1台、溝掘り機を2台導入予定です。新規就農ですが、既に同地で飼料用作物を栽培する子会社の従業員から技術指導を受けているとのこと。また、臨時雇用労働力は農作業経験者を5名採用予定です。通作時間は車で約30分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が50.1%の議決権を有しており、役員は過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員は1名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5の42番は、譲受人は、利用農地354,886.65㎡を耕作されています。今回の申請地面積は292㎡で、併せて355,178.65㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、麦、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乾燥機を各3台、田植機、コンバインを各1台、農用自動車を5台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴12年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴34年、8年、2年が各1名です。通作時間は徒歩で約3分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の29番は、譲受人は、利用農地5,146㎡を耕作されています。今回の申請地面積は561㎡で、併せて5,707㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを1台、耕うん機、農用自動車を各2台所有されており、田植機、コンバインを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年が1名です。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の41番は、譲受人は、利用農地348,204㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,913㎡ですが、うち2,709㎡については、現在借り受けている農地を譲り受けるため、経営面積は併せて348,408㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを4台、乾燥機を3台、コンバイン、農用自動車を各2台、田植機を1台所有され

ています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 17 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 17 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 3 年が 2 名です。通作時間は車で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11 の 37 番は、譲受人は、利用農地 13,479 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 826 m²で、併せて 14,305 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 30 年が 1 名です。通作距離は、約 300m です。必要な農作業について、年間約 90 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 30 番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 3,096 m²で、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台リース予定です。労働力及び技術につきましては、新規就農ですが、地域の方々の協力を得ながら、適切に管理をしていくとのことです。通作時間は徒歩で約 5 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13 の 35 番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 326 m²で、耕作放棄地等はありません。取得後は野菜を栽培するとの申請です。労働力及び技術につきましては、新規就農ですが、家族が借りていた農地で 10 年ほど手伝いをしていたとのことです。通作時間は車で約 15 分です。必要な農作業について、年間約 180 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。また、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13 の 38 番は、譲受人は、利用農地 4,025 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,385 m²で、併せて 5,410 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを 4 台、田植機、コンバインを各 2 台、乾燥機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力

及び技術につきましては、本人が経歴 20 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 1 名です。通作時間は車で約 10 分です。必要な農作業について、年間約 200 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、13 の 39 番は、譲受人は、利用農地 3,548.34 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,159 m²で、併せて 4,707.34 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 30 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年、20 年、10 年が各 1 名です。通作時間は徒歩で約 3 分です。必要な農作業について、年間約 90 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15 の 32 番は、譲受人は、利用農地 5,792 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 317 m²で、併せて 6,109 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 12 年です。通作時間は車で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15 の 33 番は、譲受人は、利用農地 42 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,136 m²で、併せて 1,178 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 15 年です。通作時間は車で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17 の 15 番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 1,700 m²で、耕作放棄地等はありません。取得後は野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、新規就農ですが、親戚等の農業経験者から指導を受けるとのことです。通作時間は車で約 20 分です。必要な農作業について、年間約 120 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17の36番は、譲受人は、利用農地22,865㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,078㎡で、併せて23,943㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植え機、コンバインを各1台、農用自動車を3台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約190日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の40番は、譲受人は、利用農地4,853㎡を耕作されています。今回の申請地面積は5,289㎡で、併せて10,142㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、乾燥機、耕うん機、田植え機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。通作距離は約1.4kmです。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22の34番は、譲受人は、利用農地37,880.11㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,517㎡で、併せて40,397.11㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機を各1台所有されており、乗用草刈り機を2台導入予定です。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴45年、40年、35年、10年が各1名です。通作時間は車で約25分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が71%の議決権を有しており、役員の上半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員的一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、23の31番は、譲受人は、利用農地575㎡を耕作されています。今回の申請地面積は132㎡で、併せて707㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴56年です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について、年間約120日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上16件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請につ

いては特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

5の1番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は1,322㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、新規就農ですが、実家が農業をしており、手伝いで従事してきた経験があるとのこと。通作時間は車で約38分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。議案書5ページをご覧ください。23の5番は、農家住宅用地の一部（進入路）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南西へ約1,840mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は

自然浸透です。周囲はコンクリートブロックが設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書6ページをご覧ください。まず、3の25番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから北へ約1,440mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の26番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから南西へ約1,200mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び擁壁が設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の30番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北東へ約120mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の37番は、隣接製造業者の工場用地の一部（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴鹿駅から南東へ約250mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は第三者からの融資の見込みがあること及び第三者の通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、13の27番は、近隣の営農者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約630mに位置し、鉄道の駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留を設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の29番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から西へ約1,520mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の31番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、磯山駅から北西へ約610mに位置し、鉄道の駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の32番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北東へ約480mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の34番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から西へ約1,440mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は四半期報告書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正

と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の35番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、磯山駅から西へ約430mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の36番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南東へ約320mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は第三者からの融資の見込みがあること及び第三者の通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業のため、6月9日に現地確認を実施しています。

続きまして、17の38番は、隣接太陽光発電事業者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南東へ約910mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は水路や農地以外に囲まれているため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上12件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書9ページをご覧ください。まず、1の8番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから西へ約300mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを

確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の9番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから南へ約 330mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に新設占用管へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の6番は、砂利採取用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は1年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから南東へ約 1,890mに位置し、おおむね 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書にて確認しています。また、砂利採取業者と連合会との連名で申請されており、かつ、両者が採取跡地の埋め戻し及び農地の復元について共同責任を負っています。なお、申請人の砂利採取業者登録等、必要書類を確認しています。砂利採取計画認可申請について手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画であり、適正と考えています。最大掘削深は 9.33mで 1:1.5の安定勾配で掘削します。隣地より 2m以上の保安距離をとります。埋め戻しには山土、脱水ケーキ及び良質な現場発生土を利用します。周囲には防護柵を設ける為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000㎡を超える案件の為、6月9日に現地確認を実施しています。

以上3件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

3の9ですけど、議案書では、借人が1人ですが、もう1人も借人になるわけですか。

事務局

申請書の中に記載がありまして、借人が借人兼転用実行行為者という表記になっており、貸人も貸人兼転用実行行為者という表記で申請書がなっております。土地の所

有者が、他法令の手続き上、今回、貸しながら自分も転用行為をしているという申請の手続きをとっています。

辻委員

これも前もあったんですが、自分の土地でしたら4条ですが、もう1人借り人がいることで5条になるわけですか。

事務局

自分の土地を自分自身のためにということであれば4条になるのですが、今回、もう1人の借人も一緒に使われるということで、4条及び5条ということであつたら、5条1本で処理しても差し支えないということでもありますので、5条1本で手続きをさせていただきます。

議長（堀田会長）

ほかにございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画について事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書1ページ目1番は、国府地区で4筆合計で米90kgの物納です。

2ページ目2番及び3番は、庄野地区で使用貸借です。

3ページ目4番及び5番は、加佐登地区で使用貸借です。

4ページ目6番は、牧田地区で米15kgの物納です。

5ページ目7番及び8番は、石薬師地区で使用貸借です。

6ページ目9番及び10番は、一ノ宮地区です。9番は、米50kgと35kgと25kgの物納です。10番は、米50kgと35kgの物納です。

7ページ目11番は、井田川地区で米30kgの物納です。

8ページ目12番から15番は、久間田地区で使用貸借です。

9ページ目16番及び17番は、椿地区で10,000円の金納です。

10ページ目18番は、庄内地区で使用貸借です。

以上の内容については、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく改正前の同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第5条には、施行後2年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第6号議案は承認とさせていただきます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から10につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書説明）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から10の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。